

令和3 年度 西二見村財産区(更池) 境界確定測量及び登記業務委託

設計書

(当初設計)

業務番号

業務名 西二見村財産区(更池) 境界確定測量及び登記業務委託

履行場所 明石市二見町西二見字更池ノ内1562番1

工 種 用地測量

総括情報表

単価適用年月日	0-03.04.01(0)		
旅費交通費率計上 調査計画諸経費率%	今回 01 自動率計上する 0	前回	

工事費内訳書

	費目・工種・種別・細目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量委託費						
調査測量						
共通						
打合せ協議						
打合せ協議						
		1	回/人			
資料調査						
公簿類						
		20	筆/個			
地図類						
		8	筆			
図面類						
		2	筆/個			

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
事前調査										
事前調査										
	1			業務						
筆界確認										
多角測量										
	18			点						
復元測量										
	36			点						
画地調整										
	1			区画						
立会										
C：特殊作業										
	10			点						
官民有地境界協定申請										
	2			筆						

工事費内訳書

頁0-0004/0007

費目・工種・種別・細目	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
面積調査測量										
面積調査測量 7,878㎡										
	1			筆						
筆界平面測量										
筆界平面測量 1,000㎡										
	1			業務						
境界標設置										
境界標埋設 金属標、合成樹脂杭										
	36			本						
引照点測量										
	2			点						
地図訂正申出										
現地踏査										
	1			業務						

工事費内訳書

頁0-0005/0007

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
関係各省協議 法務局、明石市						
	2		事業所			
地図訂正申出						
	1		件			
地図訂正前後図						
	1		件			
地図訂正同意願 農水産課						
	1		件			
地積更正登記						
申請手続 1562-1、1568						
	2		件			
地積測量図 1562-1、1568						
	2		筆			
地権者説明・調印						
説明同行 1561、1568、1588、1567-33、水利						
	5		名/回			

工事費内訳書

頁0-0006/0007

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
調印代行 1561、1568、1588、1657-33、水利	5		名			
書類の作成						
不動産調査報告書	1		件			
筆界確認書 1561、1568、1588、1657-33	4		件			
承諾書	1		件/人			
添付書類 筆4、官2、承1	7		通			
申請付随業務						
現地調査	1		件			
写真	10		件			

工事費内訳書

	費目・工種・種別・細目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
その他						
	伐採					
		900	m2			
直接費計	旅費○、電子○					
純調査費						
測量作業価格						
業務価格計						
消費税相当額						
総計			式			

測 量 委 託 共 通 仕 様 書

第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、明石市総務局財務室管財担当が実施する測量委託に適用する。
2. 設計図書および特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2条 作業実施

測量作業は、兵庫県の定める公共測量作業規程および同規定に係る運用基準（以下「規程」という。）により実施するものとする。

第3条 用語の定義

監督員、指示、承諾、協議、設計図書とは次の定義による。

- (1) 監督員 主任監督員、監督員を総称していう。
- (2) 指 示 発注者側の発議により監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- (3) 承 諾 受注者側の申し出た事項に対して監督員が了解することをいう。
- (4) 協 議 監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (5) 設計図書 金抜設計書、本仕様書及び特記仕様書をいう。

第4条 疑 義

受注者は、測量作業実施にあたり仕様書および設計図書等に疑義を生じた場合は、監督員と協議のうえ実施するものとする。

第5条 測量の基準

この測量に使用する測量の基準は「規程」第2条に規定するもの、又は、監督員の指示によるものとする。

第6条 支給材料および貸与

1. 受注者は支給材料および貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
2. 受注者は、作業完了時には支給物品清算書をすみやかに監督員に提出しなければならない。

第7条 作業確認

受注者は、主要な測量作業段階のうち特記仕様書またはあらかじめ監督員の指示した箇所については、監督員の承諾を得なければ次の作業を進めてはならない。

第8条 検 査

受注者は既済部検査および完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を備えておくものとし主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

第9条 作業管理

1. 受注者は、作業実施にあたり関係法規を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。
2. 測量現場が隣接し、または同一場所において実施する別途測量がある場合には常に相互協調するとともに成果の照合を行わなければならない。
3. 受注者は、測量実施にあたり水陸交通の妨害または、公衆に迷惑をおよぼさないよう努めなければならない。
4. 受注者は、測量作業中安全に留意しなければならない。

第10条 土地の立入

1. 受注者は、測量実施にあたり国、公有または私有の土地に立入る場合は関係法令に規定する身分証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 受注者は、測量実施にあたり宅地または、かき、さく等で囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。

ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは監督員と協議するものとする。

第11条 土地の使用等

受注者は植物、かき、もしくはさく等の伐除または土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者または占有者の承諾を得て行うものとする。この場合に生じた損失は、特記仕様書に示す他は原則として受注者が補償するものとする。

第12条 関係行政機関その他への手続き

1. 受注者は、測量実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは監督員と打合せのうえ受注者において迅速に処理しなければならない。
2. 受注者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するときまたは交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

第13条 提出書類

1. 受注者は、特記仕様書及び監督員の指定する書類の他、別に示す様式により、契約後、関係提出書類を監督員を経て、遅滞なく提出しなければならない。
2. 指示、承諾、および協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

第14条 成果品

1. 成果品は「規程」に定めるものの他、特記仕様書によるものを提出するものとする。
2. 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。

第15条 再測量

受注者は、作業完了後3年以内に測量成果に誤りが発見された場合は、発注者の指示により受注者の負担においてただちに再測量を行い、その誤りを訂正するものとする。また、工事施工前に分割点の位置に一時標識が不明または亡失した場合は、工事施工の際、立会すること。

第16条 境界立会い

1. 受注者は、関係人の立会いを得た場合は、筆界確定書または実測平面図に確認を行ったものの署名押印を求めるものとする。
なお、各境界点に略図で横断図にその位置を図示するものとし、必要に応じて筆界点と近傍の恒久目的物との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
2. 受注者は、前項の確認が得られた場合は、速やかに発注者に報告するものとし、確認が得られない場合は、発注者の指示を受けるものとする。

第17条 対面同意

国土調査図、字限図等の公図と現状とが違う場合若しくは狭水路等の場合又は発注者が指示する箇所については、対面同意を得るものとする。

第18条 地積測量図

地積測量図及び土地所在図は、地積測量図等作成要領により作成するものとする。

第19条 抵当権等抹消

相続権が発生または抵当権等が設定されている場合、受注者は、関係者の協力を得て、所有権移転登記までに抹消するものとする。なお、分筆後の抵当権抹消も含むものとする。

第20条 進捗状況の報告

受注者は、作業実施状況を適時報告すること。

測 量 委 託 特 記 仕 様 書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「測量委託共通仕様書」の第1条2に定める特記仕様書とし、両仕様書に記載されていない事項は、兵庫県土木設計業務等委託必携（令和2年10月）によるものとする。

2. 工期

契約工期については、令和3年12月21日までとする。

3. 業務の対象

(1) 提出書類

・受注者は、以下に示す書類を提出期限内に提出しなければならない。なお、書類の様式は明石市工事検査課ホームページよりダウンロードできる。

- ①着手届 . . . 契約締結後 10 日以内
- ②主任技術者経歴書 . . . 契約締結後速やかに
- ③業務計画書 . . . 契約締結後 14 日以内
- ④業務行程表 . . . 契約締結後 7 日以内
- ⑤業務完了報告書 . . . 完了時

・指示、承諾、および協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

(2) 成果品

受注者は、測量完了後、次に掲げるものを提出しなければならない。

- 1. 現況平面図 1 部
- 2. 土地登記簿謄本 各 1 部
- 3. 地積測量図・土地所在図 1 部
- 4. 国土調査図 1 式
- 5. 実地調査図（複写） 1 式
- 6. その他関係書類 1 式

(3) その他

- ①成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- ②用紙、様式等については監督員の承諾を得なければならない。
- ③受注者は成果提出前に、その成果を十分照査し、成果品は登記後、1ヶ月以内に提出しなければならない。
- ④成果品に誤りが発見された場合は、発注者の指示により受注者の責任においてただちにその誤りを訂正するものとする。

4. 用地調査

- ①受注者は、関係人の立会いを得たときは、筆界確認書等に確認を行った者の署名押印を求めるものとする。なお、各境界点毎に略図で横断面図にその位置を図示するものとし、必要に応じて筆界点と近傍の恒久的地物との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
- ②受注者は、前項の確認が得られた場合は、監督員の指示を受けるものとする。
- ③一筆の土地の筆界上の屈曲点間の実測の辺長を丈量図に記載するものとする。
- ④地積測量図及び土地所在図は、下記の地籍測量図等作成要領により作成するものとする。

地積測量図等作成要領

	作成要領
地積測量図	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地積測量図は土地実測平面図及び面積計算書に基づき1筆毎に正本1部及び写し2部を作成すること。 (2) 地積測量図は、不動産登記法施行細則付録第8号の様式により、日本工業規格B列4判の強靱な用紙を用いて作成すること。 (3) 地積測量図は、別に監督職員の指示による場合を除き土地実測平面図と同一の縮尺により作成すること。 (4) 地積測量図には、方位、地番、隣地の地番並びに地積及び求積の方法を記載すること。 (5) 地積測量図には、境界標の記載又は筆界点と近傍の恒久的地物からの距離、角度等の位置関係について記載すること。 (6) 地積測量図は、墨を用い0.2ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。
土地所在図	<ol style="list-style-type: none"> (1) 1筆ごとに正本1部及び写し2部を作成すること。 (2) 不動産登記法施行細則付録第8号の様式により、日本工業規格B列4判の強靱な用紙を用いて作成すること。 (3) 図には、方位、形状、及び隣地の地番を記載すること。 (4) 墨を用い0.2ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。

5. 注意事項

- ①用地測量の範囲内に、筆界未定地（プラス地番）がある場合は、地権者及び法務局登記官と、密に調整をおこなうこと。
- ②本業務（復元測量ほか）において、出来高数量による設計変更を行う。

